

令和5年度

茨木市立耳原小学校 いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は『いじめ防止対策推進法 第13条』の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義・いじめの禁止】

いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【学校教育目標】

「できた」で自分を大好きに！

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 組織「いじめ・不登校防止対策委員会」の設置

<構成員> チーフ 校長（招集）

教頭、首席、児童生徒支援コーディネーター、養護教諭、各学年窓口教諭

※必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ・ いじめ防止に関すること（生活指導委員会・人権教育委員会）
- ・ いじめの早期発見に関すること《アンケート調査、教育相談等》（生活指導委員会）
- ・ いじめ事案への対応に関すること（いじめ不登校防止対策委員会）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること（いじめ不登校防止対策委員会、生活指導委員会）

<開催>

- ・ 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・ 管理職・関係担当者とは、随時連携を取り、打ち合わせを行う。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ 障がいのある児童、外国につながる児童、性的マイノリティの児童、震災等で避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童をはじめ、すべての児童にとって安心・安全な学校作りの推進

エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）

オ 代表委員会活動の活性化、体験活動の充実

カ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

キ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童への情報モラル教育
- ・ 犯罪被害防止教室の実施
- ・ 保護者への啓発

②いじめの早期発見のための措置（生活指導委員会）

ア いじめ調査等

- ・児童対象 学校生活アンケート 年3回（5月、11月、2月）
- ・児童会による啓発キャンペーン

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備（窓口：児童生徒支援コーディネーター）
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ いじめの芽を絶つ

けんかやふざけ合いなどの些細なものでも、児童の人間関係の変化などに留意し、早い段階からかかわりをもつ。

いじめは大人が気づきにくい形で行われていることや、いじめられていることに気づいていない児童がいることも、認識する。

③いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ 教職員は些細な兆候や懸念、訴えを抱え込むことなく、また対応するかどうかの判断を個人ですることなく、直ちに報告・相談する。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

エ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④いじめ解消の定義

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じた物を含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。

（２）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。その際被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

⑤重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑥学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点に当てはまる項目を学校教育自己診断の質問に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

【改定】

○平成26年度3学期見直し改定

○平成27年度3学期見直し改定

○平成28年度3学期見直し改定

※平成29年1月23日 文科省によるいじめ防止対策推進法の基本方針の改定案を受けて

○平成29年度3学期見直し改定

○平成30年度3学期見直し改定

○令和元年度3学期見直し改定

○令和2年度3学期見直し改定

○令和4年度1学期見直し改定

○令和4年度3学期見直し改定

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

令和 5 年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	児童実態交流 (職員朝会時)		参観・懇談	年間計画等説明
5月 いじめ防止対策委員会	学校生活アンケート(5月実施)		家庭訪問 (個別面談)	学校協議会
6月 いじめ防止対策委員会	いじめ研修 あいさつキャンペーン(児童会) 学校生活アンケートの結果・考察・指導		参観 講演会	土曜参観 教育相談担当者会
7月	意識調査アンケート(6年)		個人懇談会	
8月	人権校内研修			
9月	生活アップ点検			教育相談担当者会
10月			参観・懇談	
11月 いじめ防止対策委員会	学校生活アンケート(11月実施)		個人懇談会	教育相談担当者会
12月	学校生活アンケートの結果・考察・指導			
1月	生活アップ点検 学校教育自己診断			教育相談担当者会
2月 いじめ防止対策委員会	いじめ防止週間(児童会) 学校生活アンケート(2月実施)		参観・懇談	いじめ防止基本方針見直し・検討
3月	学校生活アンケートの結果・考察・指導 検証・総括		提案・来年度実施	